

令和 6 年度

伊勢崎市内部統制評価報告書

令和 7 年 7 月

伊勢崎市長 臂 泰 雄は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

伊勢崎市長 臂 泰 雄は、伊勢崎市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、伊勢崎市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)に基づき、「伊勢崎市内部統制基本方針」(令和6年4月1日制定)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

伊勢崎市においては、令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、全庁的な内部統制の評価については、不備は確認されず、体制として適切に整備され、かつ有効に運用されていると判断しました。

一方、業務レベルの内部統制の評価については、運用上の重大な不備を把握したため、評価対象期間中において一部が有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

業務レベルにおける運用上の重大な不備については、発生の根本原因を把握した上で、所属において再発防止策を検討・実施し、評価基準日において再発防止策が有効に機能していることを確認しました。

今後は、確認不足に起因する事務処理誤り等が依然として多く発生していることから、事務手順やチェック体制を適切に整備・検討し、再発防止策を徹底するとともに、同じ誤りを繰り返さない体制をつくり、事務の適正な執行に向け、一層の対策の強化に取り組んでまいります。

令和7年7月7日

伊勢崎市長 臂 泰 雄